

**** 「関西支部規程ならびに規定・規則等」より“賛助会員優待券”の関係箇所を抜粋 ****

【支部賛助会員制度規程】

(賛助会員の特典)

第 4 条 賛助会員は、次の各号による特典を受けるものとする。

- (6) 賛助会員は、刊行物の取扱いに関する内規第6条1項による賛助会員優待券を口数に応じて受けることができる。なお、当学会個人会員は本券を支部主催行事の参加費の補助に使用することができる。ただし使用を制限することがある。

【刊行物の取扱いに関する内規】

(賛助会員優待券)

第 6 条 支部は、支部賛助会員に対し、次の各号により賛助会員優待券を発行することができる。なお、当学会個人会員は本券を支部主催行事の参加費の補助に使用することができる。ただし、使用を制限することがある。

- (1) 年間配布枚数は、加入口数 1口につき1枚
 - (2) 配布時期は、毎年度当初とする。
- 2** 賛助会員優待券は、次の各号により使用することができる。
- (1) 使用期限は、当該発行年度および翌年度内とする。
 - (2) 引換部数は制限をすることがある。